

受付印



令和 年度 市民税・県民税 申告書 (事務所・事業所・家屋敷用)

<あて先> 四国中央市長

令和 年 月 日 提出

現住所		生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
1月1日現在の住所	同上	電話番号	自宅・携帯・他			
フリガナ			-	-	-	-
氏名		個人番号				

区分 (いずれかに○をつけてください。)	事務所 ・ 事業所 ・ 家屋敷				
事務所または 家屋敷等の所在地	四国中央市				
名称または屋号			電話番号		
※納税者本人が日本国内に 住所を有していない場合は不 要です。	扶養親族等の状況	控除対象 配偶者	有・無	扶養親族 人	
	前年中の合計所得金額 (確定申告書の控え・源泉徴 収票の写しの添付でも可)	円	本人に係る事項 (該当する事項に○を つけてください。)	未成年・障害者 寡婦・寡夫	
備考					

1月1日現在、市内にお住まいでない方でも、市内に事務所、事業所・家屋敷を有する方は、基礎的な行政サービス(消防・防災・清掃・道路公園の管理など)に対して一定の負担をいただく必要性から、市民税・県民税の均等割額(年間5,700円)が課税されます。(地方税法第24①(2)、294①(2)、四国中央市税条例23①(2))

この場合、住所地の市区町村と四国中央市から課税されることになりますが誤りではありません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の均等割は課税されません。

- A 1月1日現在において次に該当する方
 - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ・未成年、寡婦、寡夫、障害者に該当する方で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- B 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方
 - ・扶養親族等がいる場合 … 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 + 21万円
 - ・扶養親族等がない場合 … 35万円

○事務所、事業所とは

事業の必要から設けられた人的及び物的設備があって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

自己の所有であるか否かを問いません。(例：医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗など)

○家屋敷とは

自己又は家族の居住用の目的で住所以外の場所に設けた住宅で、常に居住できる状態にあるものをいいます。

現在の居住の有無、自己所有かどうかは問いません。(例：住所地以外の場所に設ける別荘やマンションなど)